

トピックス

保育士不足解消に向けた取組 ～「保育士マッチング強化プロジェクト」実施へ～

◆厚労省は16日、保育士確保のため「保育を支える保育士の確保に向けた総合的取組」をとりまとめました。当面は来年度を見据えて、保育士の確保を図るべく人材確保に取り組むとともに、ハローワークにおける保育士マッチング強化を推進することが主な内容となっています。

保育の量拡大が進むなかで、平成29年度末には保育士が約7.4万人不足することが見込まれており、ハローワークにおける有効求人倍率（求人数／求職者）は1倍を超過するなど、保育士確保が喫緊の課題となっています。今回の取り組みを通して保育士確保を図るとともに、待機児童解消をさらに進めていく方針です。

「保育を支える保育士の確保に向けた総合的取組」の一部概要

- 保育士養成施設における受講費等の支援や、離職防止、再就職を支援する研修を実施。人材育成、就業継続、再就職、働く職場の環境改善等を柱とする人材確保策を実施する。
- ハローワークにおける保育士マッチング強化プロジェクト
 - ・未紹介・未充足求人についてハローワークが求人事業所を訪問し、求職者のニーズを踏まえた求人条件等の見直しに向けた相談・援助を実施する。
 - ・保育士求人への応募契機となるよう、求職者に対して研修開催や地域の保育情報提供等を実施する。
 - ・個々の保育所のニーズを踏まえ、様々な規模の面接会を実施する。
 - ・他地域の労働局・ハローワークと連携し広域マッチングを展開する。
 - ・ハローワークと保育所整備を行う都道府県・市区町村が連携し、保育士確保が困難な地域における支援を重点化したり、研修・セミナー等の情報を労働局・ハローワーク・自治体間で共有する。

（参考：厚労省HP）

待機児童増加 ～厚労省、学童保育の状況公表～

◆今年5月1日時点における学童保育（放課後児童クラブ）の待機児童数が前年度に比べ1,168人増加し、8,689人に上ることが厚労省の調査で分かりました。現在の小学1年生が生まれた年の出生数とその前年より3万人増加したことが主な要因とされていますが、待機児童の増加は2年連続で、施設整備が追いついていない状況が問題となっています。

実際には、施設数は前年比397ヶ所増の21,482か所、登録児童数は同37,256人増の889,205人となっており、サービス供給量としてはいずれも過去最高を更新しています。また18時を超えて開所しているクラブも全体の6割を超えており、延長保育のように時間に融通の利かないことで親が退職に追い込まれる、いわゆる「小1の壁」の解消が一定程度進んでいると厚労省はみています。

このような待機児童解消に向けた取り組みが進んでいる一方で、「潜在的な待機児童は40万人いる」（全国学童保育連絡協議会）と指摘されているほか、平成27年度から開始される子ども・子育て支援新制度でも対象児童が拡大されるなど、今後学童保育への需要がさらに増大することが予想されています。（参考：厚労省HP／福祉新聞ほか）

○設置・運営主体別クラブ数（か所）

公設公営（8,472、39%）、公設民営（9,377、43%）
民設民営（3,633、16%）

○実施場所（か所）

学校の余裕教室（6,044、28%）、学校敷地内（5,185、24%）
公的施設等（3,198、15%）、児童館（2,742、13%）

○待機児童を多くかかえる主な都道府県

（全国学童保育連絡協議会調査：2013年5月1日時点）

東京都：1,526人、埼玉県：798人、大阪府：511人
愛知県：400人、神奈川県：358人

住所地特例、サ高住に適用 ～2015年度実施へ～

◆サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）に住所地特例が適用されることが明らかになりました。

2日に開催された社会保障審議会介護保険部会（部会長：山崎泰彦/神奈川県立保健福祉大名誉教授）で厚労省が示したもので、今後介護保険法を改正し、2015年4月から施行される見通しとなっています。

現在、特養や有料老人ホームなどでは住所地特例が適用されている一方、サ高住の多くは単なる集合住宅という扱いとされているため、適用対象外となっています。今後都市部近郊の市町村でサ高住が増えると予想されるなかで、転居を受ける側の自治体の財政負担が懸念されていましたが、今回の方針で当該自治体の負担軽減が図られることとなります。また同部会ではこのほか、転居先の市町村で原則地元住民限定の地域密着型サービスや地域支援事業を利用しにくいといった問題があることについて、費用負担を調整する仕組みを設け、サービスを受けられるようにする方針も示され、柔軟なサービス提供につながることを期待されます。

（参考：厚労省HP／福祉新聞）

＜住所地特例＞

施設入所のために他の市町村に転居しても元の市町村がその人の介護給付を負担する制度